

こども園への入園について

認定こども園

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設です。幼稚園と保育園の機能や特長をあわせもち、地域の子育て支援も行うところです。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、3歳以上児は保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。

認定こども園入園の基準

教育標準時間認定（1号認定）については、満3歳以上であればどなたでも入園できます。保育認定（2号認定・3号認定）を受けられるのは、満1歳以上で、保護者のいずれもが下記（1）～（10）に該当する場合があります。なお、下記に該当する場合であっても、他に児童の保育をできる人がいる場合は、入園できないことがあります。

（1）就 労	家庭外での労働及び家庭内で児童と離れて、日常の家事以外の労働している。
（2）母親の出産	妊娠中であるか、または出産後間がない。 （産前2か月と産後8週間経過後の月末まで）
（3）病気、負傷	疾病、負傷、または心身に障害がある。
（4）病人の看護	長期にわたる疾病、または心身に障害のある同居の家族を常時介護している。
（5）家庭内の災害	火災、風水害、震災などの災害の復旧にあたる。
（6）求職活動	仕事を探している。（3ヶ月間）
（7）就 学	学校教育法に基づく学校等で就学している。
（8）虐待やDVのおそれがある。	
（9）育児休業	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続して利用が必要である。
（10）その他	上記に類する状態として町長が認める場合。

※申し込みの際に、上記のことを証明できる書類を提出していただきます。
(注釈) 父母が育児休業を取得している期間は、新規入園・転園はできません。
(注釈) 草津町以外のかたが草津町のこども園への入園を希望される場合、お住まいの区市町村が申込み・相談窓口となります。なお、入園申込みには一定の制限があります。

入園までの流れ

1.入園申し込み

支給認定申請書（保育所入所申込書兼児童台帳）に必要事項を記入し、添付書類を添えてこども園又は住民課へ提出してください。

2.調査

保育にあたることができない状況を担当者が調査します。

電話や訪問によりお話を伺うこともありますので、ご協力ください。

3.入園の決定

入園決定者へはこども園から「入所承諾書」等を送付します。

入園できないかたには、「入所不承諾通知書」を郵送してお知らせします。

4.面接・健康診断

こども園において、集団保育が可能かどうか面接・健康診断を行いません。

5.通園開始

入園当初は、こども園に無理なくなじめるように短い保育時間からスタートします。

※事実と違う申し立てをした場合には、入園を取り消すことがあります。

必要書類がそろっていない場合は、受け付ける事ができません。

申し込みに必要な書類

1. 「支給認定申請書（保育所入所申込書兼児童台帳）」

2. 保護者のかたがお子さんの保育にあたれない状況を証明する書類

（ご両親とも、それぞれ該当する書類を提出してください）

保護者の状況	提出する書類
(1) 働いている場合	勤務証明書・自営(従事者)申立書
(2) 病気や心身の障害がある場合	診断書・障害者手帳等
(3) 病人や心身障害者の看護・介護にあたっている場合	病人や心身障害者の診断書・介護被保険者証の写し、ケアプランの写し又は介護状況申告書、障害者手帳の写し等
(4) 出産する場合	母子健康手帳（出産予定日がわかるページ）コピー
(5) 大学等に通学している場合（趣味の講座・カルチャーセンター等は除く）	在学証明書・時間割・授業料払込の領収書等
(6) 求職中の場合	求職状況調査票

3. 税額を証明する書類

平成28年1月1日時点または平成29年1月1日時点で草津町に住民登録が無い方は、保育料の計算の基となる市町村民税を確認することができません。

該当される方は、所得・課税証明書の提出をお願いします。

※平成28年1月1日時点で草津町に住所が無い場合、

平成28年度の市町村民税の課税状況の証明（平成27年中の収入に対するもの）

※平成29年1月1日時点で草津町に住所が無い場合、

平成29年度の市町村民税の課税状況の証明（平成28年中の収入に対するもの）

4. 外国籍のかた

在留資格を確認させていただきます（就労理由での申込みには、就労可能なビザ、あるいは「資格外活動許可書」が必要です）。

入園期間

保護者の方がお子さんの保育にあたれない事情により、決まります。

保護者の状況	入園期間
(1) 働いている場合 (2) 病気や心身の障害がある場合 (3) 病人や心身障害者の看護・介護にあたっている場合 (4) 大学等に通学している場合	小学校就学前までの必要な期間
(5) 出産する場合	出産予定月及びその前後各2か月の最長5か月以内
(6) 求職の場合	3か月以内

※保護者のかたの状況が変更になれば、入園期間も変更になります。

入園期間が満了したときは、退園していただきます。

保育時間

1.開所時間は、午前8時分から午後7時までの11時間です。

2.基本保育時間は、午前8時から午後4時までの間の8時間です。

ただし、満1歳児から、保護者の勤務時間や通勤時間等の事情に応じて、開所時間の範囲内で保育時間を定めます。詳しくはこども園園長にご相談ください。

3.入園後、お子さんがこども園に無理なくなじめるように、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていきます。ご協力ください。